

○宇都宮市大谷観光周遊拠点施設条例施行規則

令和5年3月23日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市大谷観光周遊拠点施設条例（令和5年条例第12号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 拠点施設（条例第3条第4号に掲げる駐車場を除く。次項において同じ。）の休館日は、毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は拠点施設若しくは条例第3条第4号に掲げる駐車場を臨時に休館することができる。この場合において、休館日の変更及び臨時休館については、あらかじめ公示するものとする。

(使用許可の申請)

第3条 条例第7条第1項の規定により拠点施設の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、拠点施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の表の左欄に掲げる使用区分に応じ、同表の右欄に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

使用区分	期間
午前9時から午後8時まで（市長が特に必要と認める場合にあつては、午前9時から午後10時まで）の間に5時間以内の使用をする場合	使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日。以下「使用日」という。）の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは次の開館日。以下この表において同じ。）から使用日までの間
午前9時から午後8時まで（市長が特に必要と認める場合にあつては、午前9時から午後10時まで）使用する場合	使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日までの間
午前9時から午後8時まで（市長が特に必要と認める場合にあつては、午前9時から午後10時まで）の間に4時間以内で、1時間ごとに使用する場合	

(使用許可)

第4条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めるときは、許可を決定し、拠点施設使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し又は変更)

第5条 使用者は、拠点施設の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、拠点施設使用許可取消変更申請書に拠点施設使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による使用許可の取消し又は変更の申請について適当と認めるときは、取消し又は変更を決定し、拠点施設使用許可取消変更許可書当該申請者に交付するものとする。

(使用期間)

第6条 条例第3条第1号に掲げる旧大谷公会堂は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を超えて連続して使用することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 一般来訪者の入場を制限して使用する場合 3日

(2) 一般来訪者の入場を制限せずに使用する場合 1月の範囲内において別に定める日数

(使用料の納付)

第7条 使用者は、使用の許可を受ける際、使用料を納付しなければならない。

2 国又は地方公共団体が拠点施設を使用する場合又は市長が必要と認める場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別に納期限を定めるものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第9条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、拠点施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、拠点施設使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により使用料の減免を受けた者は、その減免の理由が消滅したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第9条第3項ただし書に規定する使用料の還付は、次の表の左欄に掲げる区

分に応じ、拠点施設使用料還付申請書を市長に提出した場合に限り行うものとし、還付する金額は、同表の右欄に定める額とする。

区分	金額
使用者により、使用日の14日前までに第5条第1項の取消申請がなされた場合	使用料の100分の50に相当する額
暴風雨等の悪天候などによるやむを得ない事由により施設の使用ができなくなった場合	使用料の100分の30に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、市の責めに帰すべき理由により、使用者が拠点施設を使用できなかった場合は、使用料の全額を還付する。

3 市長は、前2項の規定による還付を決定したときは、拠点施設使用料還付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(職員の立入り)

第10条 拠点施設の職員は、拠点施設の管理運営上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保の措置をすること。
- (3) 拠点施設内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 施設等を毀損し、又は汚損したときは、その旨を届け出ること。
- (5) 入場者に条例第6条第1項各号に掲げる行為をさせないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第16条の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合における第3条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(様式)

第13条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年11月20日から施行する。